

§ 58 介護予防サービス計画費の支給

第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村の長が指定する者（以下「指定介護予防支援事業者¹」という。）から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援（以下「指定介護予防支援²」という。）を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費³を支給する。

2 介護予防サービス計画費の額⁴は、指定介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される当該指定介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防支援に要した費用の額とする。）とする。

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

4 居宅要支援被保険者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、厚生労働省令で定めるところ⁵により、当該指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合に限る。）は、市町村は、当該居宅要支援被保険者が当該指定介護予防支援事業者に支払うべき当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費として当該居宅要支援被保険者に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者に代わり、当該指定介護予防支援事業者に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し介護予防サービス計画費の支給があったものとみなす。

6 市町村は、指定介護予防支援事業者から介護予防サービス計画費の請求があったときは、第2項の厚生労働大臣が定める基準並びに

第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（指定介護予防支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査した上、支払うものとする。

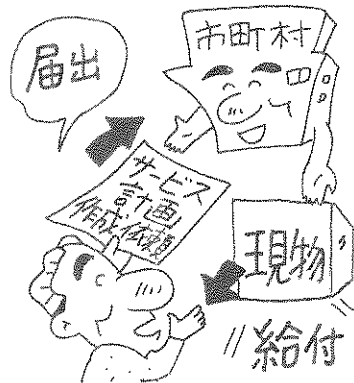
7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替え⁶は、政令で定める。

8 前各項に規定するもののほか、介護予防サービス計画費の支給及び指定介護予防支援事業者の介護予防サービス計画費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

趣 旨

本条は、居宅要支援被保険者が指定介護予防支援事業者の指定介護予防支援を受けたときは、介護予防サービス計画費が支給されることを定めたものです。要介護者の場合と同様に、支給額は基準額の範囲内の全額で、市町村へのサービス計画作成依頼の届出により現物給付となります。

介護予防サービス計画費は、計画作成を受ける旨をあらかじめ市町村に届け出て、被保険者証を提示してサービスを受けることで、事業者が直接支払われる現物給付となります。届出は、介護予防サービス計画作成依頼届出書に被保険者証を添付して行います。他のサービスのように利用者の1割負担はありません（法46）。



ポイント

1 指定介護予防支援事業者

(1) 介護予防支援事業者の指定

介護予防支援事業者は、市町村長が地域包括支援センターの設置者の申請により、事業所ごとに指定しますが、法第115条の22第2項に定める次の要件に該当する場合には、指定することができません。

また、市町村長が介護予防支援事業者を指定するときは、同条第3項の規定により、あらかじめ介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために、必要な措置を講じなければなりません。

- ① 申請者が地域包括支援センターを設置する法人でないとき
- ② 事業所の従業者の知識および技能ならびに人員が「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平18・3・14厚労令37)で定める基準を満たしていないとき
- ③ 申請者が上記基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき
- ④ 申請者が介護保険法その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律の規定等により罰金を受け、またはその執行を受けることがなくなるまでの者である場合
- ⑤ 申請者が労働に関する法律の規定等により罰金を受け、またはその執行を受けることがなくなるまでの者である場合
- ⑥ その他ほかの指定サービス事業者の指定要件に共通する欠格事由に該当する場合

(2) 介護予防支援事業者の指定基準

指定基準として上記②の基準が定められ、当該基準では次のような人員と運営に関する基準が定められています。

① 人員基準

a 担当職員

1人以上の員数の必要な数の保健師その他の介護予防支援に関する知識を

有する職員を配置しなければなりません。

なお、担当職員と地域包括支援センター職員との兼務は可能です。

b 管理者

専ら管理業務に従事する常勤の管理者を1人配置しなければなりません。

なお、管理業務に支障がない場合は、当該事業所の他の職務または地域包括支援センターの職務に従事することができます。

② 運営基準

- a 介護予防支援提供前の内容・手続の説明および同意
- b 受給資格等の確認
- c 要支援認定の申請に係る援助
- d 身分を証する書類の携行
- e 指定介護予防支援の業務の委託
- f 利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付
- g 運営規程の整備
- h 介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止
- i 苦情に対する迅速かつ適切な対応

2 指定介護予防支援

介護予防支援とは、居宅要支援者が指定介護予防サービス等を適切に利用することができるよう、居宅要支援者の依頼を受けて介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づくサービス提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことをいいます。

介護予防サービス計画は、指定介護予防支援事業者の担当職員が、居宅要支援被保険者の心身の状況、その置かれている環境、居宅要支援被保険者およびその家族の希望等を勘案して作成しますが、作成にあたっては次のような方針に基づき作成されます。

- ① 利用者の心身または家族の状態等に応じた継続的かつ計画的な介護予防サービス等の利用が行われること
- ② 給付サービス以外の保健医療サービスまたは福祉サービス等を含めた総合的な計画を作成すること
- ③ 利用者に対するサービス事業者、サービス内容、利用料等の情報を提供すること

- ④ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握すること
- ⑤ 利用者宅の訪問、利用者およびその家族との面接を通じて、課題と実施状況を把握すること

③ 介護予防サービス計画費

居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援事業者の介護予防支援を受けた場合には、居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス計画費として介護予防支援費が支給されます。

介護予防サービス計画費は、あらかじめ市町村に対し介護予防サービス計画作成依頼の届出がなされている場合には、直接、指定介護予防支援事業者に支払われます。

介護予防サービス計画費は、全額保険の給付対象となっているので、居宅要支援被保険者に利用者負担は生じません。

④ 介護予防サービス計画費の額

介護予防サービス計画費の額は、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平18・3・14厚労告129)により、1か月あたり412単位と設定されています。

なお、利用者が月を通じて介護予防特定施設入居者生活介護または介護予防小規模多機能型居宅介護もしくは介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用を除きます。)を受けている場合は、その受けている月については、介護予防支援費は算定しません。

介護予防サービス計画費の加算については、次のとおりです。

- ① 新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として300単位を加算します。
- ② 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、その利用者に係る必要な情報を事業所に提供し、指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算として300単位を加算します。ただし、この場合において利用開始前6か月以内において同じ利用者による同じ事業所の利用について本加算を算定している場合は算定しません。

5 厚生労働省令で定めるところ（規則95の2）

介護予防サービス計画費の代理受領によりサービスを受ける場合は、その指定介護予防支援事業者の名称ならびに事業所の名称および所在地を記載した届書に被保険者証を添付して届出を行わなければなりません。

市町村は、上記規定により届け出られた指定介護予防支援を行う指定介護予防支援事業者の名称を被保険者証に記載します。

6 指定介護予防支援事業者に関する技術的読替え

本条7項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりです（令28）。

| 法の規定中読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|--------------|-------------|-------------------|
| 第41条第3項 | 指定居宅サービスを | 指定介護予防支援を |
| | 居宅要介護被保険者 | 居宅要支援被保険者 |
| | 指定居宅サービス事業者 | 指定介護予防支援事業者 |
| 法41条第8項 | 指定居宅サービス事業者 | 指定介護予防支援事業者 |
| | 、指定居宅サービス | 、指定介護予防支援 |
| | 居宅要介護被保険者 | 居宅要支援被保険者 |
| 第41条第10項 | 前項 | 第58条第6項 |
| 第41条第11項 | 前項 | 第58条第7項において準用する前項 |

介護保険手引五四

ケーススタディ

担当職員1人あたりの担当件数は

- ㉑** 居宅介護支援については、介護支援専門員1人あたりの担当件数は35

四四九

人が標準ですが、介護予防支援については、担当職員1人あたりの担当件数の制限がありますか。

- 【A】 指定介護予防支援事業の運営基準では、担当職員1人あたりの標準件数の規定はありませんが、担当区域の状況等を踏まえ、必要な担当職員を配置し、適切な業務を行えるよう体制を整備する必要があります。

なお、指定介護予防支援事業の人員基準は、地域包括支援センターの設置基準で定められている3職種の人員基準とは異なるため、センター職員とは別に介護予防支援業務のみに従事する担当職員を配置することができます。

介護予防支援の業務委託について

- 【Q】 介護予防支援の運営基準において、業務委託の件数制限（介護支援専門員1人8件）が廃止されましたが、委託について一切制限はないのでしょうか。また、介護予防支援は2件を1件とカウントする方法および居宅介護支援事業所において40件以上となった場合の通減制はどのように取り扱うのですか。

- 【A】 介護予防支援事業所から居宅介護支援事業所に対して、介護予防支援の業務を委託する場合は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」（平18・3・31老振発0331003・老老発0331016）の記載どおり、受託する居宅介護支援事業所における居宅介護支援の適正な実施に影響を及ぼさないよう、委託する業務の範囲および業務量について、十分配慮しなければならないものです。

また、居宅介護支援費の算定の際の介護予防支援の件数を2分の1でカウントする方法および通減制の取扱いについては、適切なケアマネジメントを確保する観点から従来通りの取扱いとします。

（平24・3・16事務連絡「平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1）」問114）

モニタリングについて

- 【Q】 指定居宅介護支援事業の運営基準では、モニタリングについて介護支援専門員が少なくとも1か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に

面接しなければ、居宅介護支援費が減算されますが、指定介護予防支援事業ではどのように規定されていますか。

- A** 指定介護予防支援事業の運営基準では、担当職員がサービスの提供開始月の翌月から起算して3か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接してモニタリングを行います。

ただし、居宅を訪問しない月については、可能な限り、通所介護や通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、またそれができない場合には、電話等により利用者との連絡を実施することが定められています（介護予防支援事業運営基準30十五）。

なお、訪問や連絡を実施しない場合の減算はありません。

罰 則

介護予防支援事業者が、法24条1項の規定により、厚生労働大臣または都道府県知事から介護予防給付等に関して報告や帳簿書類の提示等を命じられた場合、これを拒否したり、虚偽の報告をしたとき、または同項の規定による職員の質問に対して答弁しなかったり、虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処されます（法213）。

関係書式

介護予防サービス計画の標準様式として、次の書類が示されています（平18・3・31老振発0331009）。

- 利用者基本情報
- 介護予防サービス・支援計画
- 介護予防支援経過記録
- 介護予防支援・サービス評価表



参考通知

- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（平18・3・31老振発0331003・老老発0331016）

第5節 介護保険施設

第1款 指定介護老人福祉施設

§ 86 指定介護老人福祉施設の指定

第86条 第48条第1項第1号の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム¹のうち、その入所定員が30人以上であって都道府県の条例で定める数²であるものの開設者の申請³があったものについて行う。

2 都道府県知事は、前項の申請があった場合において、当該特別養護老人ホームが次の各号のいずれかに該当するときは、第48条第1項第1号の指定をしてはならない⁴。

- 一 第88条第1項に規定する人員を有しないとき。
- 二 第88条第2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき。
- 三 当該特別養護老人ホームの開設者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき⁵。

三の三 当該特別養護老人ホームの開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法又は労働保険の保険料の徴収

等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金又は掛金の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料、負担金又は掛金の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料、負担金又は掛金に限る。）を引き続き滞納している者であるとき**6**。

四 当該特別養護老人ホームの開設者が、第92条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの**7**に該当する場合を除く。

五 当該特別養護老人ホームの開設者が、第92条第1項又は第115条の35第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知**8**があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第91条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

五の二 当該特別養護老人ホームの開設者が、第90条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第92条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところ**9**）により都道府県知事が当該特別養護老人ホー

ムの開設者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第91条の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

六 当該特別養護老人ホームの開設者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 当該特別養護老人ホームの開設者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第3号、第3号の2又は前号に該当する者

ハ 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者¹⁰

ニ 第92条第1項又は第115条の35第6項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知⁸があった日前60日以内にその開設者の役員又はその長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。)

ホ 第5号に規定する期間内に第91条の規定による指定の辞退を

した特別養護老人ホーム（当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除く。）において、同号の通知の日前60日以内にその開設者の役員又はその長であった者が当該指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの

- 3 都道府県知事は、第48条第1項第1号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項[■]を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

〔未施行〕 次の改正規定は、平25・6・14法44で公布され、平成26年4月1日から施行。

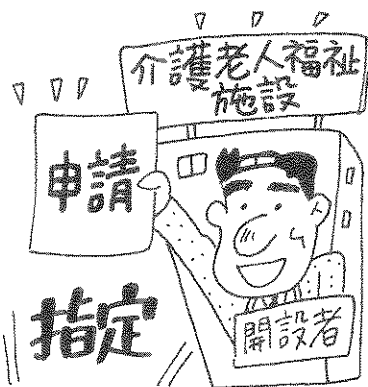
第86条第2項第7号ハ中「保険料等に」を「この法律、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハにおいて「保険料等」という。）に」に改め、「全て」の下に「（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）」を加える。

趣旨

本条は、介護老人福祉施設の指定についての根拠条文です。介護老人福祉施設は、老人福祉法上の特別養護老人ホームで、開設者の申請を受けて指定されます。特別養護老人ホームが、法48条に規定される施設介護サービス費の支給対象となる施設サービスを提供するためには、本条に基づく指定を受けなければなりません。

なお、平成24年4月1日の改正によって、介護保険法第203条の2の規定により、指定都市または中核市（以下、「指定都市等」といいます。）が処理する事務については、連絡調整または援助に関する事務を除き、すべて指定都市等の市長が処理する事務となりました。

経過措置として、介護保険法の規定により、都道府県知事がした指定等の処分その他の行為で現にその効力を有するものであって、改正法の施行日以後において指



定都市等の市長が処理または管理しおよび執行することとなる事務に係るものは、平成24年4月1日以後においては、指定都市等の市長のした指定等の処分その他の行為とみなされます。また、介護保険法の規定により、都道府県知事に対してなされた申請、届出その他の行為であって、平成24年4月1日以後において指定都市等の市長が処理または管理しおよび執行することとなる事務に係るものは、当該施行日以後においては、指定都市等の市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなすこととなります。

また、介護保険法における大都市特例の施行にあたっては、介護保険法の施行に関してこれまで発出し、なおその効力を有する通知の規定のうち、指定都市または中核市に移譲される事務に係るものについては、通知中「都道府県」とあるのは「指定都市」または「中核市」と、「指定都市の市長」または「中核市の市長」と読み替えて、指定都市または中核市に適用があるものとなりました。

ポイント

❶ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

老人福祉法では、特別養護老人ホームを、「老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設」としています（老福20の5）。

特別養護老人ホームは、昭和38年老人福祉法の施行とともに位置付けられた施設で、もともと65歳以上の者であつて、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを、入所させ養護することを目的とする施設でした。こうした機能は、法施行以降は、通常は法による施設介護サービスでまかなわれることが予定されていますが、やむを得ない事由により法に規定する施設サービス利用が著しく困難であることも想定されるため、この場合は、当該市町村による措置により入所させる道が用意されていて、特別養護老人ホームは、こうした措置による入所利用にも対応することが求められているわけです。したがって、指定介護老人福祉施設は、法上の指定施設である前に、特別養護老人ホームとして、旧来の老人福祉法上からの、より社会的な機能を引き継ぐことが要請されているため、設置主体が地方公共団体および社会福祉

法人に限定されているほか、設置基準（「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平11・3・31厚令46）などについて老人福祉法の事業規制の対象となり、都道府県知事等の設置認可が前提となっています。

また、老人福祉法では、都道府県高齢者保健福祉計画で定める区域における特別養護老人ホームの入所定員が、その区域の必要入所定員総数を超える場合や高齢者保健福祉計画の達成に支障を生じるおそれがあると認められるときは、設置の認可を行わないことができることとなっています（老福15⑥）。

2 入所定員が30人以上であって都道府県の条例で定める数

指定介護老人福祉施設等の入所定員に係る基準が改正法により条例委任され、次の事項が改正されました。

- ① 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員を、29人以下であって市町村の条例で定める数とすること（法78の2①関係）。
- ② 指定介護老人福祉施設の入所定員を、30人以上であって指定権者の条例で定める数とすること（法86①関係）。

3 開設者の申請

指定介護老人福祉施設としての指定を受ける場合には、前述の特別養護老人ホームの設置認可を受けた後に、施設の開設の場所を所管する都道府県知事等に対し、申請を行うこととなります。申請にあたっては、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならないこととなっています（規則134）。

- ① 施設の名称および開設の場所
- ② 開設者の名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名、生年月日、住所および職名
- ③ 当該申請にかかる事業の開始の予定年月日
- ④ 開設者の定款、寄附行為等およびその登記事項証明書または条例等
- ⑤ 特別養護老人ホームの認可証等の写し
- ⑥ 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要
- ⑦ 建物の構造概要および平面図ならびに設備の概要
- ⑧ 入所者の推定数
- ⑨ 施設の管理者の氏名、生年月日および住所
- ⑩ 運営規程
- ⑪ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑫ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制および勤務形態

- ⑬ 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- ⑭ 協力病院の名称および診療科名ならびに当該協力病院との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称および当該協力歯科医療機関との契約の内容を含みます。）
- ⑮ 当該申請に係る事業に係る施設介護サービス費の請求に関する事項
- ⑯ 誓約書
- ⑰ 役員の氏名、生年月日および住所
- ⑱ 介護支援専門員の氏名およびその登録番号
- ⑲ その他指定に関し必要と認める事項

4 第48条第1項第1号の指定をしてはならない

以下のいずれかに該当する場合、都道府県知事等は、介護老人福祉施設を指定してはならないとする規定です。

- ① 法88条第1項に規定する、都道府県、政令市、中核市が定める「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」に定める人員を有しない、または同基準に従って適正な介護老人福祉施設の運営をすることができないと認められるとき
- ② 開設者が、本法その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ③ 開設者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ④ 開設者が、健康保険法、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法または労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金または掛金について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3か月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料、負担金または掛金のすべてを引き続き滞納しているものであるとき
- ⑤ 開設者が、以下の法92条1項または115条の35第6項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき

ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実および当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組みの状

況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、⑤の本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除きます。

法92条1項の規定

- ① 指定介護老人福祉施設が、本条2項3号、3号の2または7号（ハに該当する者があるときを除く）のいずれかに該当するに至ったとき
- ② 指定介護老人福祉施設が、その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について、法88条1項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき
- ③ 指定介護老人福祉施設が、法88条2項に規定する指定介護老人福祉施設の設備および運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすることができなくなったとき
- ④ 指定介護老人福祉施設の開設者が、法88条6項に規定する義務に違反したと認められるとき
- ⑤ 法28条5項の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき
- ⑥ 施設介護サービス費の請求に関し不正があったとき
- ⑦ 指定介護老人福祉施設が、法90条1項の規定により報告または帳簿書類の提出もしくは提示を命ぜられてこれに従わず、または虚偽の報告をしたとき
- ⑧ 指定介護老人福祉施設の開設者またはその長もしくは従業者が、法90条1項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、もしくは虚偽の答弁をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。ただし、当該指定介護老人福祉施設の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護老人福祉施設の開設者またはその長が相当の注意および監督を尽くしたときを除く
- ⑨ 指定介護老人福祉施設の開設者が、不正の手段により法48条1項1号の指定を受けたとき
- ⑩ ①～⑨に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、この法律その他の国民の保健医療もしくは福祉に関する法律で政令で定めるものまたはこれらの法律に基づく命令もしくは処分に違反したとき

- ⑪ ①～⑩に掲げる場合のほか、指定介護老人福祉施設の開設者が、居宅サービス等
 に関し不正または著しく不当な行為をしたとき
- ⑫ 指定介護老人福祉施設の開設者の役員またはその長のうちに、指定の取消しまた
 は指定の全部もしくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サー
 ビス等に関し不正または著しく不当な行為をした者があるとき

法115条の35第6項の規定

都道府県知事は、介護サービス事業者が法115条の35第1項の規定による報告をせ
 ず、もしくは虚偽の報告をし、または法115条の35第3項の規定による調査を受けず、
 もしくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、
 その報告を行い、もしくはその報告の内容を是正し、またはその調査を受けることを
 命令することができ、この命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指
 定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者もしくは指定介護老人福祉施設
 の指定もしくは介護老人保健施設の許可を取り消し、または期間を定めてその指定も
 しくは許可の全部もしくは一部の効力を停止することができる

- ⑥ 開設者が、上記の法92条1項または115条の35第6項の規定による指定の取消
 しの処分に係る行政手続法15条の規定による通知があった日から当該処分をする
 日または処分をしないことを決定する日までの間に法91条の規定による指定の辞
 退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除きます。）で、当該
 指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき
- ⑦ 開設者が、法90条1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当
 該検査の結果に基づき法92条1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を
 行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところ
 により都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日
 から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいいます。）ま
 での間に法91条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当
 の理由がある者を除きます。）で、当該指定の辞退の日から起算して5年を経過し
 ないものであるとき
- ⑧ 開設者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正または著しく不
 当な行為をした者であるとき
- ⑨ 開設者の役員またはその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき
- a 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがな

くなるまでの者

- b ②、③または⑧に該当する者
- c 保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
- d 上記の法92条1項または法115条の35第6項の規定により指定を取り消された特別養護老人ホームにおいて、当該取消しの処分に係る行政手続法15条の規定による通知があった日前60日以内にその開設者の役員またはその長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実および当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除きます。)
- e ⑥に規定する期間内に法91条の規定による指定の辞退をした特別養護老人ホーム(当該指定の辞退について相当の理由がある特別養護老人ホームを除きます。)において、⑥の通知の日前60日以内にその開設者の役員またはその長であった者で当該指定の辞退の日から起算して5年を経過しないもの

5 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき

指定介護老人福祉施設の欠格事由として規定される労働に関する法律の規定であって政令で定めるものとは、労働基準法、最低賃金法および賃金の支払の確保等に関する法律で定める規定のうち、賃金の支払等にかかるもので、以下の規定をいいます(令35の3)。

＜対象規定＞

- ① 労働基準法関係(事業主に対しても各本条の罰金刑を科する規定を含みます。)
強制労働(労働基準法117・5)、中間搾取の排除(同法118・6)、最低年齢(同法118・56)、賠償予定の禁止(同法119・16)、前借金相殺の禁止(同法119・17)、強制貯金(同

法119・18①)、時間外、休日および深夜の割増賃金(同法119・37)、強制貯金の返還(同法120・18⑦)、退職時の金品の返還(同法120・23)、賃金の支払(同法120・24)、非常時払(同法120・25)、休業手当(同法120・26)、出来高払制の保障給(同法120・27)の規定

- ② 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律44条に基づく労働基準法の適用に関する特例(4項を除きます。)
- ③ 最低賃金法 派遣中の労働者の特定最低賃金(最賃法40・4)
- ④ 賃金の支払の確保等に関する法律(雇用していた法人または人に対する罰金刑を含みます。) 貯蓄金の保全措置に係る命令違反(賃確法18・4)

6 当該特別養護老人ホームの開設者が……引き続き滞納している者であるとき

この規定は、開設者が保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している場合、指定を受けられないという規定です。

この規定は、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平19・7・6法110)24条により、介護保険法の一部が改正され、平成21年4月1日から施行されたものです。

7 取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの

厚生労働大臣、都道府県知事または市町村長が法115条の33第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実および当該事実の発生を防止するための当該指定介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組みの状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定介護老人福祉施設の開設者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合(規則134の2①)をいいます。

ケーススタディ

いわゆる連座制について

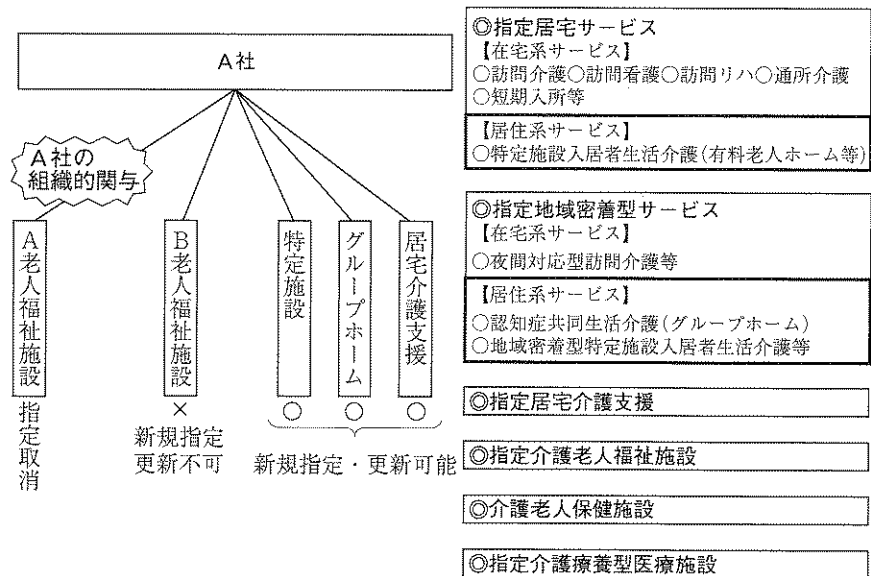
- Q** 指定・更新の欠格事由である、いわゆる連座制の仕組みはどのようなものですか。

【A】 連座制とは、一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組みです。連座制が適用される範囲は、原則として同一サービス類型内で連座しますが、居宅サービス（予防を含みます。）および地域密着型サービス（予防を含みます。）は、在宅系サービスと居住系サービスに区分されることとなります。

なお、連座制が適用されない場合もあり、指定取消処分の理由となった事実に関して、事業者が組織的に関与していると認められない場合（事業者の役員（法人でない場合は事業所の管理者）からの指示に基づき不正が行われたと認められない場合）です。

つまり、連座制は、一律・機械的に適用するのではなく、事業者の不正行為に対する組織的関与の有無に応じたきめ細かな対応が可能な仕組みとなっており、連座制の適用について、一事業所等の指定等取消処分の理由となった不正行為に対する事業者の組織的関与が認められない場合には、指定等又は更新の欠格事由にはなりません。

なお、ここでいう組織的関与とは、事業者の役員等からのメール、電話等による指示などに基づくものです。



※ 指定介護予防サービスおよび指定地域密着型介護予防サービスにおいても、特定施設等は区分されています。

申請者と密接な関係を有する者に係る欠格事由について

㉔ 指定等時または更新時の欠格事由として、申請者と密接な関係を有する者が指定等取消処分を受け、その取消しの日から起算して5年を経過していないときは、指定や更新を受けられないとありますが、その関係や仕組みはどのようなものですか。

㉕ 申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」といいます。）が指定等取消処分を受け、その取消しの日から起算して5年を経過していないときが欠格事由にあたります。ただし、密接関係者が、規則126条の2等に規定する、当該取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合は除外されます。

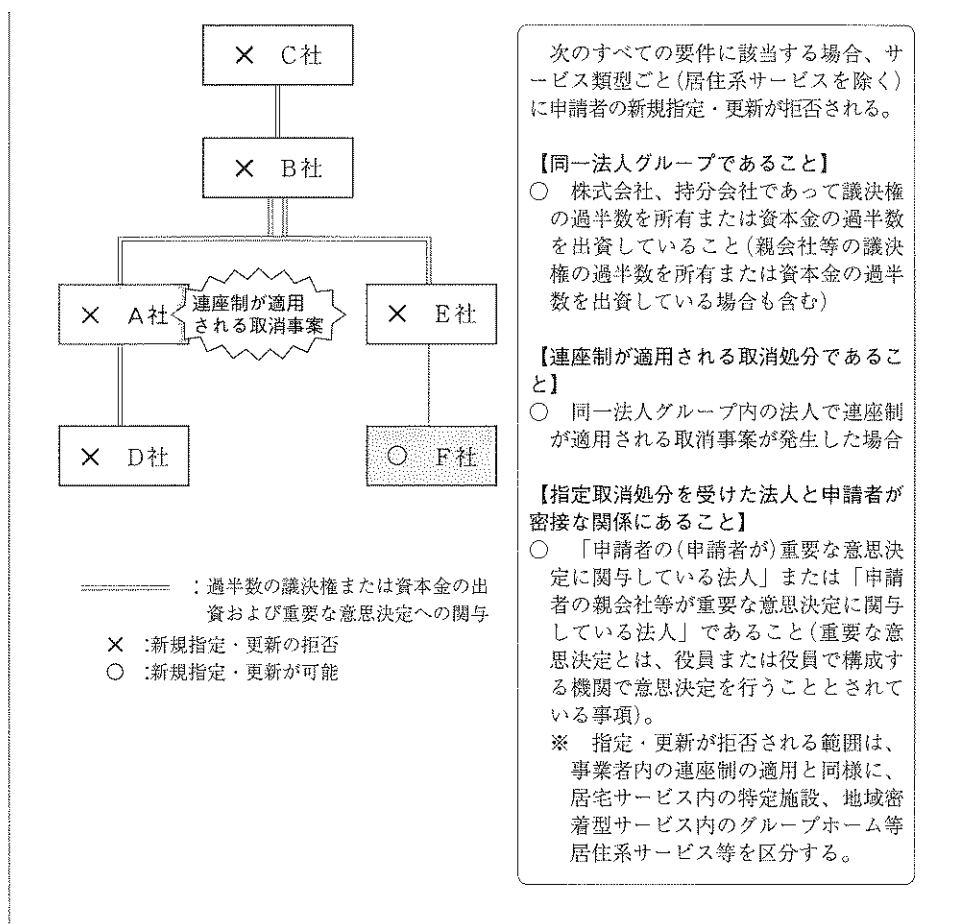
この密接関係者とは、申請者の親会社等（申請者の直接の親会社のみならず、その親会社の親会社等も含みます。）、申請者の親会社等の子会社等（申請者の親会社等の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含みます。）、申請者の子会社等（申請者の直接の子会社のみならず、その子会社の子会社等も含みます。）の関係にある者をいいます。

また、密接関係者に該当する法人は、申請者が株式会社である場合には、その議決権の過半数について、申請者が持分会社（会社法575条1項に規定する持分会社をいいます。）である場合には、その資本金の過半数について、保有・被保有の関係があり、支配・被支配関係が成立する株式会社または持分会社であること。また、これらの者と同等上の支配力を有すると認められる株式会社または持分会社であることとなります。

なお、密接関係者に該当する「重要な事項に係る意思決定に関与」とは、例えば、取締役会に出席し、賛否を表明している場合等が考えられます。

密接な関係にある者が指定取消処分を受けた場合の指定・更新の拒否

- 株式会社、持分会社で形成される同一法人グループに属する法人であって密接な関係を有する法人が、指定取消を受けた場合について、申請者の新規指定・更新を拒否する仕組み。



介護保険手引五一

⑧ 行政手続法第15条の規定による通知

指定の取消しの処分を行う場合、処分を行う市町村は、申請者に対して聴聞を行います。

聴聞を行う場合、行政手続法15条の規定により、聴聞を行う期日までに相当な期間において通知しなければなりません。

通知には、次に示す内容が記載されます。

- ① 予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項
- ② 不利益処分の原因となる事実
- ③ 聴聞の期日および場所
- ④ 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称および所在地

六〇〇ノ一三一

⑤ 教示事項

- (ア) 聴聞に出頭して意見を述べるか、出頭に代えて証拠書類を提出し、陳述書、証拠書類等を提出できること。
- (イ) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

⑨ 指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところ

法90条1項の規定による検査が行われた日（検査日）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知します（規則134条の3）。

⑩ 保険料等について……保険料等の全てを引き続き滞納している者

この規定は、開設者の役員またはその長が、介護保険法、船員保険法、国民健康保険法または国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料等（地方税法の規定による国民健康保険税を含みます。）の滞納処分を受け、引き続き滞納している場合、指定を受けられないとした規定です。

⑪ 関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項

都道府県知事が指定しようとするときは、市町村に対して①当該指定に係る施設の名称および開設の場所、②当該指定に係る開設者の名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名、生年月日、住所および職名、③当該指定に係る事業の開始の予定年月日、④入所者の推定数を通知します（規則134条の4）。

ケーススタディ

特別養護老人ホームを新設しようとする場合

- Q** 新たに特別養護老人ホームを新設して、介護保険施設として指定を受けたいと思いますが、どのような手続が必要となるのでしょうか。
- A** 特別養護老人ホームの設置主体は、老人福祉法により国、都道府県、市町村、地方独立行政法人、社会福祉法人のいずれかに限定されています（老福15）。したがって、これら以外のものが特別養護老人ホームを開設しようとする場合は、社会福祉法人の設置認可が同時に必要になります。また、通常、施設整備にかかる費用は、国および都道府県の整備費

補助を受けて行うこととなりますので、これらを含めて、それぞれ都道府県（政令指定都市の場合は当該市）の所管担当部局に申請することになります。なお、都道府県高齢者保健福祉計画で定める区域における入所定員が、その区域の必要入所定員総数を超える場合などは設置の認可が行われない場合がありますが、この入所定員は区域内の市町村における高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画に密接に関連しています。また、特別養護老人ホームは、その事業の性格上、所在地域との強い連携が求められます。したがって、設置を予定する市町村の設置意向等をまず確認し、十分調整することが先決となるでしょう。

指定の取消処分による指定の更新への影響（社会福祉法人の場合）

㉞ 複数の介護保険施設と居宅サービス等を経営する社会福祉法人 A において、例えば、B 介護老人福祉施設が指定の取消処分を受けた場合、サテライト施設である C 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、B 介護老人福祉施設に併設の D 通所介護事業所、他県の E 介護老人福祉施設、F 介護老人保健施設については、指定・許可の更新を受けられるのでしょうか。

㉞ 法84条のケーススタディを参照してください。

隣接県へのサテライトの設置について

㉞ A 県所在の特別養護老人ホームを本体施設として、A 県の隣にある B 県にサテライト型居住施設（地域密着型特別養護老人ホーム）を設置することは可能でしょうか。なお、本体施設とサテライト型居住施設は、通常の交通手段を利用して20分以内で移動できる範囲内にあります。

㉞ このような事例の場合、本体施設と密接な連携を確保しつつ、地域密着型特別養護老人ホームの運営を行うのであれば、所在県が異なる場合もサテライト型居住施設として差し支えないとされています。

（平19・2・19全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料「介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ&A」¹）

2



関係書式

- 指定居宅介護支援事業所指定（許可）申請書（例）